

附属機関の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

佐賀県教育委員会委員長 牟田清敬

佐賀県教育委員会規則第5号

附属機関の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則（昭和33年佐賀県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
職名	報酬日額	職務の級	職名	報酬日額	職務の級
略			略		
産業教育審議会の委員	略		産業教育審議会の委員	略	
<u>スポーツ振興審議会の委員</u>	9,500円	<u>行政職6級</u>			
佐賀県教科用図書選定審議会の委員	略		佐賀県教科用図書選定審議会の委員	略	
			<u>いじめ問題対策委員会の委員</u>	9,500円	<u>行政職6級</u>

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表のスポーツ振興審議会の委員の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。